

石岡市教育推進計画

ふるさとに学び 夢にはばたく 輝くひとづくりのまち



令和 6 年 3 月

石 岡 市

目 次

1	推進計画の策定趣旨	1
2	推進計画の期間	1
3	推進計画の位置付け	2
4	施策を推進するための事業	
I	創意ある学校教育の推進	3
II	学校施設の整備・充実	5
III	生涯学習の推進	7
IV	生涯スポーツの推進	9
V	文化芸術の推進	11
VI	青少年の健全育成	12
VII	歴史・文化財の保存・活用	13

1 推進計画の策定趣旨

この石岡市教育推進計画（以下「推進計画」という。）は、「石岡市教育大綱」（以下「大綱」という。）に示された7つの基本施策を具体的かつ計画的に実施していくために策定するものです。

推進計画では、基本施策ごとにより詳細な実施事業を設定し、計画的に取り組めます。

なお、この推進計画の中には、既に実施している事業のほか、大綱に基づく基本施策を推進するために、今後実施が見込まれる事業も含まれております。

したがって、個々の実施事業については、関係部署との事業調整・予算調整等を十分に図るとともに、必要に応じて見直しを行い、各実施事業の進捗状況に応じて内容の修正及び追加等を行ってまいります。

2 推進計画の期間

推進計画の期間は、大綱が対象とする期間に合わせ、令和6年度から令和9年度までといたします。



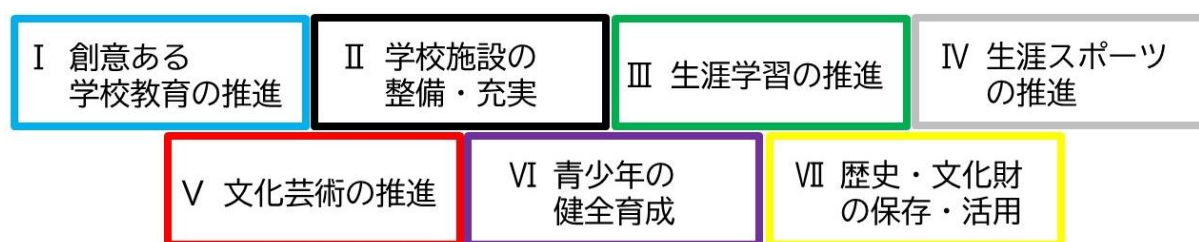
3 推進計画の位置付け

【石岡市教育大綱】

《基本目標》

「ふるさとに学び 夢にはばたく 輝くひとづくりのまち」

《基本施策》



【教育推進計画】

《基本施策及び実施事業》



4-I 創意ある学校教育の推進



- 児童・生徒の「生きる力」を育み、ふるさと石岡の「次代の担い手」を育成する創意ある学校教育を推進します。

《石岡市基本構想 政策目標1 情報発信》 基本施策3 シビックプライドの醸成

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策4 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実

基本施策5 創意ある学校教育の推進

基本施策6 地域と連携した教育の推進

《石岡市基本構想 政策目標8 地域・文化》 基本施策4 多様性の尊重と共生社会の構築

《主な取組》

○印：新規事業

1 確かな学力を育む教育

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決する力を育む教育を推進します。

- ・主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・ICT※1の効果的な活用の推進
- ・ALT※2を効果的に活用した外国語教育の推進
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

2 豊かな心を育む教育

全ての学校教育活動を通して、心豊かな児童生徒の育成に努めます。

○児童生徒支援（いじめ・不登校等への対応や居場所づくり）や教育相談体制の充実

○特別活動の充実（人間関係形成、社会参画、自己実現のための資質能力の育成）

- ・「特別の教科 道徳」の授業を要とした道徳教育の充実
- ・情報活用能力の育成
- ・人権教育の推進
- ・郷土の歴史・文化・自然、筑波山地域ジオパーク等※3を題材としたふるさと学習※4の推進
- ・読書活動の推進
- ・平和教育の充実

※1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）通信技術を活用したコミュニケーション。

※2 ALT：Assistant Language Teacher（外国語指導助手）日本人教師の助手として生きた英語を子どもたちに伝える役割を持った英語を母国語とする外国人の先生。

※3 筑波山地域ジオパーク：筑波山周辺6市（石岡市・つくば市・笠間市・桜川市・土浦市・かすみがうら市）で構成する、地球科学的に意義のある地形・地質や景観が、保護・教育・持続可能な開発等を含む総合的な考え方によって管理されるエリア。平成28年日本ジオパーク認定。

※4 ふるさと学習：テキストで学ぶだけでなく地域を見学したり地域の方から話を聞いたりするなど、様々な方法で、石岡に誇りを持ち、地域のために活動できるようになることを目指し、石岡市を将来どのような「まち」にしたいかを考える学習。

3 健やかな体を育む教育

生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培う学校体育・学校健康教育を推進します。

- ・体を動かす楽しさを知ることができる活動の充実と体力の向上
- ・健康教育の充実（いのちの安全教育・性に関する教育・がん教育等）
- ・計画的な安全教育の実践
- ・食に関する指導の充実
- ・学校給食への地場産物※5活用

4 時代の変化やグローバル社会に対応できる教育

時代の変化やグローバル社会に対応できる能力の育成を目指して、創意ある教育活動を推進します。

- ・科学技術や環境教育の充実
- ・省エネ教育等を通じたカーボンニュートラル※6の推進
- ・系統的なキャリア教育※7の充実
- ・国際教育※8の充実

5 自立と社会参加に向けた特別支援教育

自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育を推進します。

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実
 - ・児童生徒の相互理解を深めるための交流の充実
- 学校間及び関係機関等との連携による支援の充実

※5 地場産物：市内または県内の食材で、有機野菜や果物のほか、肉、卵、魚など地元でとれる農林水産物のこと。

※6 カーボンニュートラル：脱炭素社会。大気中の二酸化炭素総量の増減に影響を与えないこと。

※7 キャリア教育：子どもが将来キャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけのこと。

※8 国際教育：国際化した社会において、地球的視野に立つて主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。

- 児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築を目指し、望ましい教育環境の整った、安全で快適に学べる学校施設の整備・充実を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標3 安全・安心》

基本施策5 交通安全の推進

基本施策6 防犯対策の充実

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策7 学校教育環境の整備・充実

《主な取組》

○印：新規事業

1 教育施設等の充実

G I G Aスクール構想※9を推進するなど、教育の質を高めたよりよい教育施設等の充実を図ります。

・G I G Aスクール構想の推進

○特別教室へのネットワーク設備の整備

・学校施設の整備、改修

・洋式トイレの整備、充実

2 児童・生徒の安全の確保

児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう、施設や通学路の安全確保に努めます。

・通学路における交通安全及び防犯に係る地域との連携による安全確保

※9 G I G Aスクール構想：Global and Innovation Gateway for ALL。全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。

3 効率的・計画的な学校施設の利用・保全

学校の統合再編など通学区域の効率的・計画的な見直しを推進し、それに合わせた学校施設の利用・保全などに取り組みます。

- ・ 石岡市小中学校統合再編計画※10 に沿った小中学校の適正規模、適正配置の推進
- ・ 石岡市学校施設個別施設計画※11 に沿った小中学校改築、改修事業の実施
- ・ 統合再編に伴う通学区域再編事業の推進
- ・ 統合再編に伴う学校施設の利活用の推進

※10 石岡市小中学校統合再編計画：令和元年6月に策定された、石岡市における小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき、複式学級の解消を最重要課題とした統合再編計画。

※11 石岡市学校施設個別施設計画：令和2年3月に策定された、石岡市小中学校統合再編計画を踏まえた施設維持管理費の試算を行った整備計画。

- 市民の一人一人が、生涯を通じて生き生きと生活してゆくために、楽しく学びあい、生きがいを持つことができる環境の整備を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》 基本施策2 乳幼児期支援の充実
基本施策3 子育て家庭支援の充実
基本施策8 生涯学習の推進

《主な取組》

○印：新規事業

1 生涯学習の推進

市民が主体となり、身につけた知識や体験をいかして自ら取り組む生涯学習を推進します。

- ・「生涯学習の集い」を通しての生涯学習の啓発
- ・「市民講師制度」の普及
- 公民館・図書館同好会への活動支援

2 社会教育の拡充

一人一人のライフデザインの実現に向け、個別化・多様化するニーズに対応した学習機会を各世代に提供します。

- コミュニティ・スクール※12及び学校支援応援団活動の充実
- ・「家庭教育学級」の充実及び「訪問型家庭教育」による家庭教育の推進
- ・市民の学習ニーズに対応する「まちづくり出前講座」の充実
- ・様々な学習ニーズを反映させた公民館講座の開催
- ・二十歳を迎える市民等自らが実行委員となり運営を行う「二十歳の集い」の開催

3 社会教育施設の整備充実

公民館をはじめとした社会教育施設の環境整備と運営の充実を図ります。

- ・多機能型公民館※13を目指したモデル地区の設定と地域みらい大学※14の活動支援
- ・公民館の施設整備
- ・勤労青少年ホームの施設管理と今後の運営方針の見直し
- ・龍神の森キャンプ場の利用の拡大と今後の運営方針の見直し

※12 コミュニティ・スクール：保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みや考え方を有する形態の学校。学校運営協議会。

※13 多機能型公民館：従来の講座等の利用形態に加え地域福祉・防災・健康づくり・観光振興等の機能を併せ持つ公民館のこと。

※14 地域みらい大学：地域住民が主体となり、学習支援や民話・歴史・昔あそび等の伝承をとおり、世代間交流をする場のこと。

4 図書館機能の充実

市民の「知の拠点」と「新たな学習機会の創出の場」となる図書館機能の充実を図ります。

- ・ 中央図書館・こども図書館・やさしと図書館の利用促進
- ・ 「子ども読書活動推進計画」推進による、子どもの読書力の向上
- ・ 図書館ボランティア（ブックスタート※15、読み聞かせ）の養成
- ・ 中央図書館及びこども図書館の館内環境の整備
- ・ 学校図書館との連携強化

※15 ブックスタート：赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を紹介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動のこと。

- 石岡市スポーツ推進計画※16に基づき、スポーツ環境を整え、生涯スポーツ活動を通して地域社会と連携を強め、「だれもが いつでも どこでも いつまでも スポーツに親しめるまち」を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標2 歴史・観光》

基本施策5 スポーツを通じた関係人口の拡大

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策9 スポーツの推進

《主な取組》

○印：新規事業

1 スポーツ環境の充実

各スポーツ施設の環境整備を推進します。

- ・ 柏原体育施設の整備と指定管理による効率的な管理運営
- ・ 近隣市町村との広域連携によるスポーツ施設の相互利用
- ・ 学校施設の一般開放促進と管理運営方法の整理
- ・ 八郷総合運動公園の整備とプールの総合利活用の推進
- ・ 簡易運動広場の利用促進と今後の方向性の整理
- ・ 恋瀬川サイクリングコースの充実とつくば霞ヶ浦りんりんロードへの接続などによる広域連携化についての調整

2 スポーツの振興

各スポーツ団体と連携し、スポーツ人口のすそ野拡大を推進します。

- ・ スポーツ基本法第31条に基づくスポーツ推進審議会の開催
- ・ スポーツ基本法第32条に基づくスポーツ推進委員の確保と育成
- ・ スポーツ指導者の確保とサポート体制の強化
- ・ 市スポーツ協会やスポーツ少年団等の団体と連携したスポーツの普及、推進

※16 スポーツ推進計画：スポーツ基本法第10条に基づき、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）を定めることが求められている。平成30年3月策定。

3 生涯現役スポーツの推進

スポーツイベントの開催等を通して生涯現役を推進します。

- ・ ハーフマラソン大会開催
- ・ 地域資源や観光資源をいかしたスポーツイベントの支援
- ・ 高齢者のスポーツの推進（グランドゴルフ・スポーツ吹矢等）
- ・ 障がい者のスポーツの推進（フライングディスク・水泳等）
- ・ 気軽に楽しめるニュースポーツ※17の普及・推進
- ・ 健康づくりのためのスポーツ教室（水中ウォーキング教室・正しい効果的な歩き方教室）等の開催

※17 ニュースポーツ：年齢や体力に応じて、だれもが、いつまでもできるスポーツで、技術を競うことよりも楽しむことや健康づくりを主目的としたスポーツのこと。

- 市民が文化芸術に広く親しみ、創る人と観る人が交流し合うことにより、創造性豊かな地域文化の向上を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標8 地域・文化》

基本施策3 文化芸術の推進

《主な取組》

○印：新規事業

1 文化芸術活動の推進

市民等が多様な文化芸術を鑑賞・体験できる機会を提供します。また、文化芸術に関する情報を積極的に発信し、市民等が文化芸術に参加しやすい環境をつくります。

- ・「石岡市文化芸術推進基本計画」に基づく、文化芸術施策の推進
- ・市HPやSNS等の多様な媒体を活用した積極的な情報発信
- ・市美術展等による市民の創作活動と発表の場や鑑賞機会の提供
- ・企画展をとおして、地域の著名な芸術家の作品展示を行うことで、市民等が優れた文化芸術に触れる機会を提供

2 文化芸術団体が行う主体的な活動の支援

文化芸術団体の育成・支援と活動の場の確保を行うことにより、市民等が主体の文化芸術活動の活性化を図ります。

- ・文化芸術団体等が主体的に行う活動の支援・後援
- ・文化芸術団体との協働により、市民が文化芸術に触れる機会を提供
- ・文化芸術団体が行う会員増の取組を支援
- ・石岡市文化協会や石岡アート協会等が行う活動への財政的な支援
- ・文化芸術活動を行う団体のネットワーク化を支援
- ・日常的な文化芸術活動の場である公民館等の利用促進

3 文化芸術活動の担い手育成と文化の創造

文化芸術の担い手を育成するとともに、多様な主体との連携により、魅力ある文化芸術を創造する環境の充実を目指します。

- 石岡市文化協会等が実施する小中学校・高校等への出前授業を支援
- ・子どもたちの創造性や感性を育む参加・体験型活動の実施
- ・文化芸術活動に取り組む若い世代の発表の機会の創出と創作活動の促進

- 家庭、学校及び地域が連携を取り合いながら、市民ぐるみで青少年の健全育成を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標6 子育て・教育・学び》

基本施策6 地域と連携した教育の推進

《主な取組》

○印：新規事業

1 社会環境の整備

安全で安心な地域社会の構築を推進します。

- ・放課後児童健全育成事業を推進するための放課後児童クラブの充実
- ・青少年を育てる石岡市民の会への活動支援
- ・石岡市地域女性団体連絡協議会への活動支援
- ・「オアシス運動」※18の普及・促進

2 青少年育成の推進

青少年の健全育成のための各種活動の推進と支援を行います。

- ・市内奉仕団体や青少年関係指導者との連携による青少年健全育成の推進
- ・他の自治体、団体との交流による青少年の育成
- ・「石岡市青少年問題協議会」の開催による、市民への意識喚起
- ・石岡市青少年相談員協議会への活動支援
- ・「石岡のおまつり青少年健全育成会」による、「石岡のおまつり」への健全参加の促進

3 人材の育成

青少年育成に携わるボランティアの人材確保と育成を図ります。

- ・高校生会（Y・S・C）の人材の確保と活動支援
- ・図書館ボランティア（ブックスタート、読み聞かせ）の養成
- ・放課後子ども教室の地域コーディネーターの人材確保と養成

※18 オアシス運動：「おはよう」「ありがとう」「失礼します」「すみません」1文字目をつなげた挨拶の啓発活動。

- 市民をはじめ多くの人々が、豊かな歴史遺産を身近に感じられるよう保護・活用を図ることで、次世代の石岡を担う人材の育成を目指します。

《石岡市基本構想 政策目標2 歴史・観光》

- 基本施策1 歴史・文化財の保存・活用
- 基本施策3 観光の振興
- 基本施策4 魅力の活用・創出

《主な取組》

○印：新規事業

1 文化財の保存と活用

貴重な文化財の調査・収集・整理を行い、所蔵資料を活用した企画展などの開催に努めます。また、国指定史跡の適切な活用に向け、指定地の公有地化を進めます。

- ・茨城郡家跡と考えられる外城遺跡の発掘調査等の継続実施及び成果の取りまとめ
- ・有形・無形の歴史的な資産の調査を行い、文化財的価値の高いものを指定・登録
- ・国の指定を受けた史跡の公有地化を推進
- ・発掘により出土した埋蔵文化財の整理、保存処理及び展示活用
- ・市民等から寄贈された古文書などの保存処理及び展示活用
- ・ふるさと歴史館での定期的な企画展の開催と記録誌の発行
- ・常陸風土記の丘や農村資料室での展示及び文化財調査報告会の開催等による普及啓発

2 歴史・文化遺産の継承

文化財の保存・継承に対する支援の充実を図ります。また、伝統芸能の保存継承団体を支援し、その記録保存に努めます。

- ・市民等が所有する文化財の保存整備に対する支援の充実
- ・無形民俗文化財等を記録映像化し、保存会における継承活動を支援
- ・市民史跡めぐりや企画展及び生涯学習講座の実施
- ・市内の歴史を学ぶ場や歴史を実感できるルートの提供
- ・ふるさと学習等の学校教育において特色ある郷土資料を積極的に活用

3 歴史・文化遺産をいかした魅力的なまちづくりの推進

市民と行政が一体となり、貴重な文化財を保存・継承・活用する取組を推進し、魅力的なまちづくりにいかします。

- ・「博物館等個別施設計画」に基づき、貴重な所蔵資料を展示・保管できる施設の設置の考え方を整理
- ・「文化財保存活用地域計画」の実施による、市民や文化財保存団体及び行政が一体となった、文化財の保存・活用及び継承体制を構築
- ・常陸国府跡のAR化※19など可視化に向けた調査研究
- ・歴史ボランティア活動を行う人材の育成及び支援

※19 AR[Augmented Reality]化：実際の景色、地形、感覚などに、コンピューターを使ってさらに情報を加える技術のこと。

4 筑波山地域ジオパークをいかした魅力の発信

ジオパークは、地質学的に貴重な、あるいは景観として美しい地形・地質などの「大地の遺産」を保護するとともに、市民・小中学校・企業などと連携しながら教育・保全・観光に活用します。

- ・筑波山地域ジオパークを構成するつくば市・笠間市・桜川市・土浦市・かすみがうら市と連携し、協議会や部会活動等関連事業を実施
- ・ジオツアーや講演会などの実施による市民への普及促進
- ・小中学校における授業やふるさと学習等教育との連携推進
- ・ジオサイトの設定、案内板・説明板の整備等により石岡の魅力を発信
- ・ジオサイト等を案内する市民ガイドの育成

石岡市教育推進計画

発行日：令和6年3月

発行：石岡市教育委員会事務局

編集：石岡市教育委員会事務局教育総務課

住所：〒315-0195 茨城県石岡市柿岡 5680 番地 1

Tel：0299-43-1111（代表）

E-mail：kyouikusoumu@city.ishioka.lg.jp

